

第2回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年8月25日(火) 午前9時30分開議

2. 開催場所 飯豊町役場 委員会室

3. 出席委員(10人)

1番 遠藤 智行	2番 嶋貫 正昭	3番 伊藤 幸雄
4番 寒河江正明	5番 渡部由美子	6番 渡部 晃子
7番 齋藤 祐一	8番 高橋 賢治	9番 後藤 恵美子
10番 長岡 賢市		

4. 欠席委員

5. 農業委員会事務局員 上田信幸局長 菅野邦彰局長補佐 孫田智子主査
大谷部良明主任 遠藤貴幸主事 鈴木慎主事補

6. 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第2号 非農地証明交付申請の報告について

日程第4 報告第3号 農地法第18条の規定による報告について

日程第5 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第5号 飯豊町地域計画の変更に対する意見について

議長 最近は夏の暑さもだいぶ和らいで、朝晩はだいぶ過ごしやすい季節となりました。そろそろ稲作の収穫も始まるのかなということではありますが、何せ価格について、いまだに不透明というか、不安な部分があるので、それを重視して、これから進めていきたいと思っているところでございます。

また7月26日、また豪雨がありまして、町内では床上浸水が4件ですが、農地につきましてはそんな被害は出てないということでした。大きいところでは大巻橋の法面が壊れたということで大変懸念しているところでございますが、大自然には勝てないというのが印象でした。それでは、ただいまより第2回飯豊町農業委員会総会を開催いたします。定足数に達しておりますので会議は成立いたします。これから議事に入ります。日程第4会議議事録署名委員の指名について、運営内規第8条の規定により、3番伊藤幸雄委員。4番寒河江正明議員を指名いたします。日程第5会期の決定についてをお諮りいたします。会議は本日1日限りいたしますが、ご異議ございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め本日1日限りいたします。それでは、日程第3報告第2号非農地証明交付申請の報告についてを議題といたします。事務局の議案の朗読と説明を求めます。

鈴木主事補 非農地証明交付申請の報告を致します。

1 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	土地所在	中字東田尻 3802-3	
	地目地積	田 1 筆で 425 m ²	
2 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	土地所在	手ノ子字嫁田ケ沢二 2620-1 はじめ 6 筆	
	地目地積	畑 6 筆で 8,092 m ²	

1 番の案件ですが、地目及び面積につきましては、地目が田 1 筆、面積が 425 m²となっております。非農地となった時期と、事由につきましては、昭和 61 年 3 月 24 日に農地転用の許可を得て、農作業小屋を建築し、併せて関連物資置き場として利用しています。また、同地内に住宅の建築を現在予定しています。現地確認の結果、現状は農地としての機能が失われていると判断いたしました。非農地証明事務取扱要領に基づき、8 月 17 日に長岡賢市会長と渡部晃子委員、山口利行委員の 3 名と、事務局鈴木で現地確認を行いました。

続きまして、2 番の案件ですが、地目につきましては、いずれも畑となっております。

りまして、面積は 8092 m²なっております。非農地となった時期と事由につきまして、平成 18 年から原野というような状態になっておりまして、現在は樹木や雑草の繁茂により、農業生産活動が困難な状態となっております。また、一部に鉄塔が建てられていたり、宅地となっている土地もあり、現地確認の結果、現状は農地としての機能を失われていると判断しました。非農地証明事務取扱要領に基づきまして、8 月 18 日に、寒河江正明委員、鈴木晃弘委員、高橋孝委員の農業委員 3 名と、事務局鈴木で現地確認を行いました。以上報告いたします。

議長 報告ですので、ご了承ください。続きまして、日程第 4 報告第 3 号報告第 3 号農地法第 18 条の規定による報告についてを議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部主任 農地法第 18 条の規定による報告を致します。

1 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	土地所在	高峰字中通 5239	
	地目地積	田 1 筆で 869 m ²	
2 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	土地所在	椿字松ノ下 1697 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 1 筆で 529 m ²	
3 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	土地所在	椿字松ノ下 1697 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 1 筆で 529 m ²	
4 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	土地所在	萩生字中ノ目 3998	
	地目地積	田 1 筆で 350 m ²	
5 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	土地所在	萩生字中ノ目 3998	
	地目地積	田 1 筆で 350 m ²	

1 番の案件は、高峰中通の道路工事の関係で、町の方に売買したようです。2 番の案件ですが、いいで農産の都合による解約になります。4 番の案件ですが、住宅を建てるということで、1 部解約となります。以上報告いたします。

議長 報告ですので、ご了承ください。続きまして、日程第5議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部主任 農地法第3条の規定による報告を致します。

1 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	土地所在	萩生字原尻 3729 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 5,252 m ²	
2 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	土地所在	添川字東上代二 24-2 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 776 m ²	
3 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	土地所在	中字丹後屋敷 2977 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 13,554 m ²	

以上3件につきまして、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件を満たしており問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査ならび補足説明をお願い致します。それでは、私の方から4番の議案を説明致します。更新の案件でして、今までも何ら問題なく〇〇〇が耕作しており、これからの問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。他にございませんか。8番遠藤智行委員

遠藤委員 私の方から2番の議案について説明いたします。まず賃借料がものすごい安いということなんですけども、これは上代の県道よりも山側の方の土地であって、鳥獣被害とか受ける土地なんです。それに細長くL字になってるので、そういう条件のもとで、この金額で契約したということなんです。ご審議よろしく願いいたします。

議長 他にございませんか。2番嶋貫正昭委員

嶋貫委員 私から1番目の案件についてご説明させていただきます。この案件につきましては、更新ということで、今まで〇〇〇が何ら問題なく、作付をしていたもの

でございます。よって更新についても問題ないかと思われますので、ご審議の方よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。格別ないようでしたら承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって決議することに決定いたしました。続きまして、日程第5議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対するの規定による意見についてを議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

孫田主査 農地法第5条第1項の規定による許可申請を説明致します。

1 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	土地所在	萩生字中ノ目 3998-1	
	地目地積	田 1 筆で 350 m ²	

申請地は飯豊町役場から北東に約3kmに位置する農地でございます。申請地については、概ね10ha以上の規模の一团農地の区域内にある農地であり、第1種農地に分類されます。第1種農地は原則として転用許可することができないとなっておりますが、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で、集落に接続されるものについては、例外的に許可されるとなっております。続いて転用事由について説明させていただきます。土地利用計画図については、平面図をご覧いただきたいと思います。転用事由につきましては、一般住宅建築でございます。工事着手を許可後で、令和9年7月ごろまでに工事を完成する予定です。補足説明を行います。事業費は建築物他合計で2990万円でございます。資金計画につきましては、借入金で賄う予定でございます。融資証明にて確認をしております。取水は上水道、汚水は農業集落排水です。雨水は地下浸透でございます。土地改良との関係性ですが、今回の申請箇所については土地改良事業施行地ではありますが、土地改良区からの意見書をいただいております。続きまして被害防除計画について説明いたします。今回の土地につきましては造成の必要がございますが、盛土についても実施する予定でございますが、盛土規制法に関しては盛土高さについては0.6mでありますので、盛土規制法には抵触しないものであることを確認しております。法面につきましては土どめにより法面の保護を行いまして、近傍農地への影響については、緑地を設け、影響がないように配慮いたします。農業用排水施設、農道ため池等に及ぼす影響はございません。申請箇所につきまし

ては、令和8年8月18日に、嶋貫正昭農業委員と、宇津木耕一推進委員とともに現地確認を行っております。この申請地につきましては先ほど、農地法第18条の規定による解約で報告があった申請地でございます。以上ご説明させていただきましたよろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- | | |
|------|---|
| 議 長 | ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査ならび補足説明をお願い致します。2番嶋貫正昭委員 |
| 嶋貫委員 | この案件につきまして8月18日、宇津木耕一委員と孫田主査と、各現場の確認の方させていただきました。〇〇〇と地主の〇〇〇につきましては、親子関係ということで、そちらの方の問題はないかと考えられます。地域の発展ということも鑑みましてぜひご検討いただきながら、ご協議いただきたいと思います。 |
| 議 長 | これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。 |
| 委 員 | 全員挙手 |
| 議 長 | 挙手全員です。承認することに決定いたしました。続きまして、日程第7議案第5号飯豊町地域計画の変更に対する意見についてを議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。 |
| 遠藤主事 | それでは私から、当地域計画の作成に係る意見の変更に係る意見の聴取についてを説明させていただきます。今回、黒沢地区で1つ、地域変更地域計画の変更の申し出がありました。詳しい説明、実際の申出書をもって説明させていただきます。申出者、〇〇〇、申し出る土地が大字黒沢字大畑3443番の1、地目は田、面積が874㎡であります。今回のお申し出の理由が、農業用倉庫の建築のためということで、農地に農業用施設を建設するための申し出になります。農業振興地域の変更も伴うべきところではありますが、今回の場合は、用途の変更に当たりますので、地域計画の変更のみ、こちらには協議させていただくものであります。今後、農地転用の見込みということで農地転用の方は、手続きが必要となりますので、次回以降で、農地転用の方、協議させていただきます。ご承知おきください。位置につきましては、萩生駅南東およそ1kmの場所に位置しております。こちらの箇所はすでに設置されている場所にはなっておりまして、長い間耕作はされていないところであるのですけれども、今回補助金利用されて、農業用倉庫を建設されるという計画になっております。以上説明させていただきます。 |

議 長 ただいま事務局、事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。
ただいまの事務局説明について、質問、意見等がありましたらお願いいたします。
格別ないようでしたら、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。承認することに決定いたしました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第2回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

（ 午前9時55分会宣した。）

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和8年8月25日

議 長 長岡 賢市

署名委員（3番） 伊藤 幸雄

署名委員（4番） 寒河江 正明